

幼児教育・保育の無償化では、認可外保育施設等の利用や認定こども園・幼稚園の預かり保育の利用の一部も**無償**となります。

八尾市では、市民税課税世帯における**2歳児**についても**無償化の対象**です。

※年齢表記については、お子様の4月1日時点の年齢にあてはめて、ご確認ください。

## 認定こども園等に入所している児童

- **認定こども園等に入所している2歳児から5歳児までの児童**の保育料が無償化されます。
- **0歳児から1歳児までの児童**については、**市民税非課税世帯を対象**として保育料が無償化されます。
  - 児童が2人以上の世帯は、これまでどおり認定こども園等を利用する小学校就学前児童の最年長の児童を第1子とカウントして、0歳児から1歳児までの第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。  
(注) 年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円です。  
(注: 国立大学付属幼稚園 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部 0.04 万円)
  - 無償化の期間は、2歳児から小学校入学前までの4年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、**満3歳から無償化の対象**となります。
  - 通園送迎費、給食費(主食費及び副食費(おかず・おやつ等))、行事費などの実費負担は、保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の児童と全ての世帯の第3子以降については、副食費が免除されます。  
(注) 第3子のカウントは、これまでどおり1号利用は小学校3年生までの児童(小学校就学前児童は認定こども園等を利用している児童)の最年長の児童を第1子としてカウントします。2号利用は認定こども園等を利用する小学校就学前児童の最年長の児童を第1子としてカウントします。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園についても、無償化となるための認定等の手続きが必要となります。

## 認定こども園・幼稚園の預かり保育を利用する児童

### 【対象者・保育料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。  
(注) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可の園の利用と同等の要件)があります。
- 認定こども園・幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円(450 円×利用日数)までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。  
(注) 2・3号の延長保育料は無償化の対象外です。

## 認可外保育施設等を利用している児童

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。  
(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可の園の利用と同等の要件)があります。
- **0歳児から1歳児までの住民税非課税世帯と2歳児の児童は月額4.2万円まで、3歳児から5歳児までの児童は月額3.7万円まで、の保育料が無償化されます。**

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が対象です。**  
(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等をさします。  
(注2)子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める基準を満たす認可外保育施設を利用した場合のみ無償化の対象となります。基準を満たさない認可外保育施設を利用した場合は無償化の対象となりませんのでご注意ください。

## 企業主導型施設を利用している児童

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。  
(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可の園の利用と同等の要件)があります。
- **市民税課税世帯における2歳児の児童は月額3.7万円までの標準保育料が無償化されます。**

無償化の対象となるためには**事前に申請が必要**となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

### 【保育の必要性の要件】※認可の園の利用と同等の要件です

- ・月64時間以上の就労(休憩時間含まず)
- ・求職活動(起業準備を含む)
- ・妊娠・出産
- ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ・保護者の疾病・障がい
- ・育児休業(継続利用が必要であること)
- ・親族等の介護・看護
- ・その他
- ・災害復旧